

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	5-000267

2. 指名停止措置期間

令和8年3月18日 から 令和8年6月17日まで 3箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設コンサルタント業務

4. 事実概要

株式会社トーニチコンサルタントは、特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第6号に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から6月以上12月以内